

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

### 事業名 生活困窮者自立支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-8264

E-mail：[c11219@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11219@pref.gifu.lg.jp)

#### 1 事業費 83,293千円（前年度予算額：73,856千円）

##### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	73,856	47,250	0	0	0	0	0	0	26,606
要求額	83,293	62,469	0	0	0	0	0	0	20,824
決定額	83,293	65,820	0	0	0	0	0	0	17,473

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

失業等の経済的な問題や引きこもり等による社会からの孤立など様々な問題を複合的に抱えた結果、相談者自身が自分の問題を正確に把握できないケースも多く、一方で対象者別・支援制度別の縦割りによる支援では、相談者が必要な支援制度にたどり着けない現状がある。

そのため、相談者の抱える問題の全体を把握した上で、相談者のニーズに合わせた自立支援事業として、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）において実施主体とされている福祉事務所設置自治体の県（郡部において福祉事務所を設置）が、同事業を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、孤独・孤立する生活困窮者への対応を強化するため、自立相談支援機関に配置している相談員を2名増員し、相談体制を強化したうえで、引き続き生活困窮者に寄り添った支援を行っていく。

### (2) 事業内容

#### 【自立相談支援事業】

- ・生活困窮者からの相談を幅広く受け、①～③の業務を行う。
  - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握

- ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
- ③プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施

- ・プラン策定時や支援終了時等に、当該プラン内容の評価と共有を行うため、関係機関の担当者が集まる「支援調整会議」を開催する。
- ・支援調整会議で了承されたプランにおいて法定サービス等が含まれている場合には、県福祉事務所において「支援決定」を行う。
  - ※支援決定が必要な法定サービス等
    - 就労訓練事業所の利用あっせん
    - 家計相談支援事業の利用

など

◎町村部のある岐阜、西濃、揖斐及び可茂（飛騨含む）の4カ所に自立相談支援窓口を設置し、相談員を配置。

### （3）県負担・補助率の考え方

- 福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。（法第4条②二）
- 負担区分

【自立相談支援事業】国庫負担3／4（法第15条①三）

負担基準額は前年度以前の相談実績やプラン作成件数によって加算が変わる。

（令和3年度：94,500千円 令和2年度：47,250千円）

### （4）類似事業の有無

なし

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	82,023千円	生活困窮者自立相談支援相談支援業務委託料
報償費	126千円	自立相談支援事業分（支援調整会議委員報償費）
旅費	34千円	自立相談支援事業分（支援調整会議参加旅費）
需用費	830千円	自立相談支援事業分（県執行：消耗品費、燃料費等）
役務費	280千円	自立相談支援事業分（県執行：支援調整業務）
合計	83,293千円	

### 決定額の考え方

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

## 事業評価調書（県単独補助金除く）

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

### 1 事業の目標と成果

#### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者（※）に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系を創設し、郡部で福祉事務所を設置する県が実施主体として複合的な問題を抱える生活困窮者に寄り添って自立を支援する。

※生活困窮者：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）

#### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
①						%
②						%

#### ○指標を設定することができない場合の理由

複合的な問題を抱える生活困窮者本人に寄り添って自立を支援することが目標であり、単純に相談受付件数や支援終了件数を増やすことが目標になりえない。

#### （これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>自立相談支援業務は岐阜県社会福祉協議会に委託して実施しており、圏域ごとに設置した4つの窓口で、生活困窮者からの相談を受け付け、支援を実施している。</p> <p>令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談に迅速に対応するため、相談員を1名増員した。</p> <p>令和元年度（H30.4～R2.3） 新規相談件数 187件 プラン作成 305件</p> <p>令和2年度（R2.4～R3.3） 新規相談件数 637件 プラン作成 462件</p> <p>令和3年度（R3.4～R3.8） 新規相談件数 359件 プラン作成 228件</p> <p>※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。</p>
-------	--



## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	法における実施主体が福祉事務所設置自治体とされており、郡部に福祉事務所を設置している県が事業を実施する必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談について、引き続き支援を引き続き行っていく必要がある。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	令和2年度に637件の新規相談受け付け、延べ462件の自立支援計画作成を行っており、多くの生活困窮者に支援の手を届けることができている。その結果として、自立相談支援事業として関わった中で、58名が職業のない状況から就労に結び付いており、困窮状況の改善につながっている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	自立相談支援事業の委託については、県内の関係機関とのネットワークを持ち、最も効率的に業務を実施できる事業者を選定できるよう配慮している。

### (今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 事業の実施主体は県であるが、事業利用者は町村所在の住民であるため、当該住民と接する町村役場などの関係機関との連携強化が必要。 また、全ての生活困窮者が希望すれば窓口につながるができるよう、窓口の拡大や一層の周知・広報について検討を続けることが必要。
---

### (次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 町村役場などの関係機関との連携を深めながら、複合的な問題を抱える相談者を適切に支援していく。
---

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果) なし